



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第8号 1
監査公表第9号 3
監査公表第10号 6

監査公表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年2月9日及び3月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月22日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成28年2月9日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山県農業試験場	〃
農業試験場暖地園芸センター	〃
和歌山県果樹試験場	〃
果樹試験場かき・もも研究所	〃
果樹試験場うめ研究所	〃
和歌山県畜産試験場	〃
畜産試験場養鶏研究所	〃
和歌山県林業試験場	〃
和歌山県水産試験場	〃
和歌山県公営競技事務所	平成28年2月9日及び3月2日
和歌山下津港湾事務所	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

(ア) 平成26年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果98.4%で、前年度に比し0.6ポイント増加し、平成26年度末の収入未済額は、約8億8,966万円と約7,707万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約70%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一

層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 正規の手続を経ず物品を処分していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

- (ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約1,727万円となっており、前年度末に比し約109万円増加している。

今後、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

- (イ) 誤った就労証明書を作成し、支払先及び金額を誤って報酬が支払われていた。当該誤りが判明した後に過支給分は戻入し、不足分は追給されているが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間外の公用車の運転と本来業務を区別せず命令していたので、適正に処理されたい。

ウ 果樹試験場うめ研究所

- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (イ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

エ 和歌山県林業試験場

- (ア) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿の記載不備により旅費を過渡しし戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 外出承認簿において、復命方法欄のチェック漏れがあったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県水産試験場

正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

カ 和歌山県公営競技事務所

- (ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成26年度末における未収額は約2億15万円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

- (イ) 県外場外車券売場で発生した本県主催競輪車券に係る過剰金について、発生内容の確認を十分行わずに収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。
- (ウ) 支出負担行為即支出命令の取消しに係る帳票を保存していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (エ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書を保存していなかったもので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

キ 和歌山下津港湾事務所

- (ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成26年度末の収入未済

額は約1,719万円となっており、前年度末に比し約294万円増加している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 物品調達台帳において、決裁者印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (エ) 物品管理について、平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知「物品管理の徹底について」による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていないので、適正に処理されたい。
- (オ) 外出承認簿で未承認の外出事例があったので、適正に処理されたい。
- (カ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年2月10日及び3月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月22日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟及び障害福祉課	平成28年2月10日及び3月2日
紀の川土地改良区連合	平成28年2月10日
日本航空株式会社	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会	〃
公益財団法人わかやま移植医療推進協会	〃
和歌山県信用保証協会	〃
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	〃
公益財団法人和歌山県水上安全協会	〃
公益財団法人和歌山県文化財保護協会	〃
一般財団法人和歌山県交通安全協会 (和歌山交通公園指定管理者)	〃
公益社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会 (和歌山県立和歌山すみれホーム指定管理者)	〃
紀南地方児童福祉施設組合 (和歌山県立白浜なぎさホーム指定管理者)	〃

一般社団法人和歌山県歯科医師会及び医務課 (和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者及び同指定管理者所管課)	〃
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部及び森林整備課 (和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森指定管理者並びに同指定管理者所管課)	〃
公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団及びスポーツ課 (河西緩衝緑地指定管理者) (和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者並びに同指定管理者所管課) (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者及び同指定管理者所管課)	平成28年2月10日及び3月2日
TSAグループ (秋葉山公園県民水泳場指定管理者)	平成28年2月10日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

(ア) 平成26年度身体障害者福祉施設等運営事業補助金(聴覚障害者情報提供施設運営事業費補助金)の実績報告について、事業費の一部に補助対象外経費(法人全体の業務に係る旅費)が計上されていたので、適正に処理されたい。

(イ) 所管課に対する注意事項

平成26年度身体障害者福祉施設等運営事業補助金(聴覚障害者情報提供施設運営事業費補助金)について、事業費の一部に補助対象外経費(法人全体の業務に係る旅費)が計上された実績報告による補助金の交付が行われていたので、適正に処理されたい。

イ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成26年度末で約2億179万円となっており、前年度末に比し約57万円減少したが、依然として多額である。

引き続き未収金の回収に向け努力されたい。

ウ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設(敷地を含む。)のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

(イ) 平成26年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の分譲に努められたい。

(ウ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成26年度末の収入未済額は約8,420万円となっており、前年度末に比し約75万円増加しているが、調定額に対する収入率は91.4%で、前年度末に比し1.4ポイント改善されている。

引き続き、県(建築住宅課)及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。

エ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費(患者負担分)の未収金については、平成26年度末で附属病院本院で約1億3,509万円、紀北分院で約453万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約6,752万円、紀北分院で約533万円それぞれ減少している。

今後、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) 旅費計算において計算を誤り過支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 随意契約の見積書において、見積者の氏名が記載されておらず、代表者印の押印もなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 一般社団法人和歌山県私学振興基金協会

貸付事業における償還金の未収金については、平成26年度末で約608万円となっており、今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

カ 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター)

(ア) 県が無償で貸与する備品の管理について、常に良好な状態に保ち、医療の安全の観点から医療機器等の保守点検を適正に行うべきところ、全身麻酔器の保守サービスが平成25年1月に終了していたことを平成26年9月まで認識していなかった。また、全身麻酔器が使用不可となった平成26年9月時点で速やかに県に報告すべきであったところ、平成27年3月まで県が報告を受けた形跡はなかった。当該機器の不備により協定書に定める歯科診療業務の一部が実施できない状態となっているので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 所管課に対する注意事項

県が無償で貸与する備品について、貸与中の全身麻酔器の保守サービスが平成25年1月に終了していたことを指定管理者から報告を受けるまで認識していなかった。当該機器の不備により協定書に定める歯科診療業務の一部が実施できない状態となっているので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

キ 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

(和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森)

(ア) 草刈りに係る賃金の領収書において、金額を訂正し受領者の訂正印のないものがあつた。また、領収日の記載がなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 所管課に対する注意事項

草刈りに係る賃金の領収書において、金額を訂正し受領者の訂正印のないものがあつた。また、領収日の記載がなかったため、指定管理業務が的確に遂行されるよう、適正に処理されたい。

ク 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(河西緩衝緑地、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ)

(ア) 和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける自動ドア設備保守点検及び移動吊物機構保守点検について、基本協定の仕様書に定める回数の点検を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 所管課に対する注意事項

本来県が行うべきトイレ修繕について、協議の上指定管理者が行っていたため、適正に処理されたい。

ケ TSAグループ

(秋葉山公園県民水泳場)

利用料金収入の現金管理について、秋葉山公園県民水泳場管理事務所の現金管理簿の「売上計」と「当日現金」に相違があり、その原因説明の記録が保管されていない事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第10号

平成27年9月1日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月22日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 知事直轄

(1) 秘書課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 消耗品費（オイル）の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 消耗品納品の際には、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い納品書に押印するよう徹底した。

(2) 政策審議課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。 イ 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。

(3) 広報課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。 イ 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。

(4) 総務企画課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 正規の勤務時間外の公用車運転が超過勤務の対象となる旨、課内において周知徹底した。

(5) 施設調整課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。	注意事項 外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。

(6) 障害者スポーツ大会課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費の支給額が不足していたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。 イ 旅費の不足分に係る追給処理を行うとともに、旅行命令簿の正しい記載方法について関係職員に指導した。

2 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。	注意事項 指摘を受けた外出承認については、自家用車使用で半径2kmを超える用務先であったため、旅行命令簿を作成し、旅費の支給を行った。 また、今後記載誤りのないように「出張又は外出の区分」について、課内職員に対して周知を行った。

(2) 税務課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 県税の収入率は、97.9%と前年度に比し0.3ポイント上昇し、平成26年度末の収入未済額も約16億9,604万円と約2億2,773万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。 個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約79%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。 また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。	注意事項 次の改善を行った。 ア 県税徴収対策本部の設置 税負担の公平の確保と県税収入の確保を図るため設置している和歌山県税徴収対策本部において、引き続き、当該年度収入未済額を前年度の収入未済額以下にすることを組織の徴収目標として、計画的・効率的な滞納整理に取り組んでいる。 イ 市町村との連携 個人県民税の滞納縮減について、市町村が自ら継続して徴収対策に取り組めるよう、滞納案件を市町村自ら処理すべきもの、併任派遣等を通じて助言を行うもの、地方税法第48条により引受を行うもの、和歌山地方税回収機構に引き継ぐべきものに区分するなど、市町村の徴収課題に応じた連携強化を行い、滞納縮減に努めている。 また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行っている。 ウ 延滞金等の債権管理 延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及

び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の確定した延滞金の債権管理を徹底するとともに、本税と同様の滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。

(3) 管財課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 随意契約（委託料）に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理された。</p>	<p>注意事項 再発防止のため、出納機関への合議が必要な決裁について、適切に処理するよう関係職員に指導を行った。 なお、今年度契約分については、適切に処理している。</p>

(4) 危機管理・消防課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日の記載漏れがあったため、適正に処理された。</p>	<p>注意事項 平成21年7月7日付け出第129号「ETCカードに係る管理の徹底等について（通知）」に従い、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

(5) 防災企画課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかった。 また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、併せて適正に処理されたい。 イ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 担当者並びに担当班長に対して適切に確認・記録を行うよう指導した。 イ 対象となる日当の支払いについて、追給処理を行った。 また、夜間帰着の条件を課内周知するとともに、旅費担当者及び副担当者による複数での確認を行うこととした。 ウ 対象となる旅費の支払いについて、追給処理を行った。 また、外出承認時、用務地までの路程の確認を徹底するため、課員に外出承認範囲を示した地図の配布を行うとともに旅費担当者及び副担当者による複数での確認を行うこととした。</p>

(6) 災害対策課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 対象となる旅費の支払いについて、追給処理を行った。 また、外出承認時、用務地までの路程の確認を徹底す</p>

るため、課員に外出承認範囲を示した地図の配布を行うとともに旅費担当者及び副担当者による複数での確認を行うこととした。

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 正規の勤務時間外の用務を命じた職員に、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太の未利用地（818,086㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に用務を命じた場合、超過勤務命令が適正になされるよう徹底した。</p> <p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に取り組んでいる。</p> <p>企業誘致については、平成26年度に当課として41社と接触し、現地案内や協議を行った。今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。</p> <p>公共施設用地については、平成26年度に県消防学校用地（約4.6ha）を確保し、現在建設が進んでいる。</p> <p>また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備と相まって、利活用を進めていく。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が高く雇用の生まれる施設を目標に、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関と検討している。</p> <p>なお、広域防災拠点である当該地において、平成26年度津波災害対応実践訓練を実施し、防災訓練に活用した。</p>

(2) 文化国際課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 旅行命令簿において、命令権者確認印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 取り消した支出負担行為票が保管されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>オ 行政財産使用許可において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 用務地までの路程の確認を徹底し、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 旅行命令簿の取扱いについて、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>エ 帳票の適切な取扱いについて、所属職員に対し、会計事務に係る研修を行い、今後適正に処理するよう周知徹底した。</p> <p>オ 行政財産使用許可に係る事務について、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

- (1) 変更許可後の戻出処理が遅延していた。
- (2) 変更許可時に算出した使用料に誤りがあったため、追加徴収金及び戻出金が発生した。

(3) 調査統計課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 消耗品の納品については、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 用務地までの路程の確認を徹底し、職員等の旅費に関する条例等の規程に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

(4) 地域政策課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消耗品の納品については、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

(5) 過疎対策課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金について、平成26年度末で約80万円が収入未済となっているので、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 所在不明の債務者に対し、所在を突き止めるべく定期的に実家を訪問するなどして情報収集を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>イ 消耗品の納品については、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

(6) 人権政策課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、移動方法の誤記入により旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の過払い分については、課内でチェックした際に誤りが判明したため、当該年度中に返納している。</p> <p>また、所属職員に対し、旅費制度の周知を図るとともに、課内におけるチェックの徹底に努めた。</p>

イ 正規の勤務時間外の用務を命じた職員に超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 正規の勤務時間外に用務を命じた場合、超過勤務命令が適正になされるよう徹底した。

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成26年度末で約11億1368万円であり、前年度に比し約621万円減少している。 今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。 イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。 ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っているところである。 引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行うなど、適正な債権管理を行っていく。 イ 今後このようなことがないよう、課室員に対し、正規の勤務時間外に旅行した際の超過勤務手当・休日勤務手当の取扱いについて周知徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。 ウ 今後このようなことがないよう、課室員に対し、旅費の適正な執行について周知徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。</p>

(3) 環境管理課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた。 また、納品書が物品調達伺書に添付されていないものや納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 当該事項について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い納品検査及び納品書の処理を適切に行うよう職員に対し指導し、納品時には適正に検査を行うよう徹底した。</p>

(4) 県民生活課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品管理について、会計局総務事務集中課長の承認を</p>	<p>注意事項 管理換えについては、適正に処理した。今後、このよ</p>

受けずに管理換えをした事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

うなことがないよう、物品の適正管理を徹底するよう職員に周知徹底した。

(5) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 指定管理者に無償貸与している備品の管理において、物品現在高報告書の本課保管の物品の現在高と貸付数が実態と合致していないので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 各指定管理者に無償貸与している備品について調査を実施し、現状を把握した上で、本課保管の物品の現在高と貸付数の実態が合致するよう整理を行った。今後は物品の適正管理を徹底するよう職員を指導した。</p> <p>イ 既に廃棄した備品について廃棄に伴う事務処理を行った。今後は物品の適正管理を徹底するよう職員を指導した。</p> <p>ウ 監査以後の事務においては、出納機関に合議を行っている。今後は、支出事務に関する関係規程に基づき、適正な事務処理を行うよう職員を指導した。</p>

(6) 食品・生活衛生課

監査実施年月日 平成27年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転する業務について、超過勤務命令を行っていないため、今後はこのようなことがないよう、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に基づき、該当する職員は、事前に超過勤務命令を受けるよう、課員に対し周知徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>平成23年度から平成25年度までの福祉人材確保対策事業において、虚偽の完了実績報告書による補助金の交付が行われていることが判明した。</p> <p>この度、補助金交付決定の一部取消及び返還命令を行っているが、完了実績報告書どおりに履行されているか確認を行うとともに会計帳簿や関係書類を調査するなど、今後このようなことがないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約4,620万円であり、前年度に比し約190万円増加している。</p> <p>今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き</p>	<p>指摘事項</p> <p>今後は、二度とこのような事が起こらないよう、民間企業等の団体等に補助を行う場合には、補助金申請時・事業実施過程において事業者者に適切な事業実施を指導していく。併せて、実績報告時においては、支出状況を明らかにする領収証等や事業実施状況を明らかにする写真等の関係書類を添付させる等の方法により補助事業の実施状況を確実に確認するとともに、必要に応じて現地で事業実施状況や会計関係書類を調査するなど、厳正な事務の執行に努めるよう課内職員に周知徹底を行った。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の新規未収金の発生防止については、各振興局において、被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図るなど、返還金の発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査を始めとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。</p> <p>また、各振興局に対して実施する生活保護法施</p>

<p>債権管理に努められたい。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>行事務監査において、未収金に係るヒアリングを行い、未納者に対する家庭訪問、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導、定期的な催告状の送付や債務承認書の徴取などの粘り強い交渉を行うよう徹底を図っている。</p> <p>イ 消耗品の納品検査について、課内職員に平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容の周知徹底を行った。</p>
---	--

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約1,612万円であり、前年度末に比し、約80万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成26年度末で約2,921万円であり、前年度末に比し約139万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成26年度末で約1,401万円であり、前年度末に比し、約7万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては、生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、時効の中断に努めている。</p> <p>加えて、支払う能力があるにもかかわらず、支払いに応じない滞納者については、差押等を行っている。</p> <p>なお、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子父子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法を採用など、未収金の償還指導に努めている。</p> <p>また、悪質滞納者については、裁判所を通じて支払督促等の法的措置を実施している。</p> <p>なお、新規の未収金の発生を防止するため、振興局担当者会議において、担当職員に対し、貸付申請の面接の際に、制度の詳細な説明や確実な償還計画を立て、償還するように指導を徹底するように依頼している。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、定期的な文書や電話による催告に加え、母子福祉指導員を中心に早朝、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、市町村等の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努め、必要に応じ分割納付の方法を採用など、それぞれの未納者の実情に合わせた償還指導に努めている。</p> <p>また、悪質滞納者については、裁判所を通じて支払督促等の法的措置を実施している。</p> <p>なお、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請や現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するよう事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に依頼している。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の未収金について</p>

については、平成26年度末で約30万円であり、前年度末に比し約3万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 購入した備品を管理換えしているが、管理換え手続を怠っていたので、適正に処理されたい。

カ 誤った金額の請求書により支出したために過払いが発生し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

は、電話や文書による催告に加え、母子福祉指導員や振興局の母子父子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、償還指導に努めている。

また、未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採用するなど、未収金の償還指導に努めている。

加えて、悪質滞納者については、支払督促等の法的措置を実施していく。

オ 備品の管理換えについて、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

カ 支出事務において、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、直行しているにもかかわらず記載が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 記載漏れにより過支給となった旅費については返還を受けるとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約332万円であり、前年度末に比し約10万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約29万円であり、前年度に比し約1万円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約139万円であり、前年度に比し約3万円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成26年度末で約69万円であり、前年度末に比し6万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励を行い、納入意識の向上を図っている。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金については、各振興局健康福祉部において、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行い、適切な債権管理に努めている。 また、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなど、未収金発生未然防止に努めている。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、文書や電話等による催告により回収を行うとともに、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権</p>

<p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成26年度末で約12万円であり、前年度末に比し約3万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。</p>	<p>管理に努めている。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、未納者への電話督促や戸別訪問等を実施している。</p> <p>また、未納者の現状の把握など、適切な債権管理に努めている。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、関係者と協議の上、処分方針の検討を進める。</p>
--	---

(5) 医務課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、平成26年度末で約30万円となっており、前年度に比し約20万円減少している。</p> <p>今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、文書、電話及び家庭訪問等による催告を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合には分割納入指導を行うなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。</p>

(6) 薬務課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 当初、路程100km未満の公用車による出張で、外出承認の予定であったが、急遽用務先の近隣地を用務地に追加したことにより、旅行命令対象となったが、不注意によりそのまま承認されたものである。</p> <p>監査後直ちに、指摘事項に対する概要を作成し、所属職員全員に対して回覧するとともに、改めて職員等の旅費に関する条例及び同規則（昭和41年和歌山県規則第122号）等に基づく事務処理の方法について指導を行った。</p> <p>イ 決裁権者の異なる2名の旅行命令を1枚の旅行命令簿に記載したことで、不注意により、命令権者の確認印が押印漏れとなったものである。</p> <p>監査後直ちに、指摘事項に対する概要を作成し、所属職員全員に対して回覧するとともに、旅行者による確認だけでなく、他の職員によるチェックを行える体制とした。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであるが、平成26年度末現在における収入未済額（元金）は約84億4,236万円となっており、前年度に比し約1</p>	<p>注意事項 現在分割納入中の延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の交渉を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させた。</p>

<p>億1,117万円増加している。</p> <p>今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。</p>	<p>その上で、事業継続や再生が困難な延滞先は、担保資産等の任意売却指導を行っていく。</p> <p>倒産又は休業状態にある延滞先については、担保資産の競売等による債権回収が完了しているため、連帯保証人又は当該相続人に対し、生活状況及び資産調査等を行った上で、償還交渉に努めるとともに、資産等があれば、法的措置による回収の検討を行い、現在準備を進めている。</p> <p>こうした取組により、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p>
---	---

(2) 労働政策課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 今後このようなことがないように十分注意する。</p>

(3) 企業振興課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成26年度末現在の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。</p> <p>今後とも、未納者の現状を十分把握し、履行期限延長承認申請書の分納計画どおり返還されるよう、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 起業家創出支援事業の賃料の未収金については、平成26年度末現在で約19万円になっており、前年度に比して5万円減少している。</p> <p>今後とも約束どおりの返済がなされるよう、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認を得ずに使用していたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 旅行命令簿において、用務地の地点名称の記載漏れにより旅費不支給となっていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 返還金の完納に向け、未納者の現状把握に努めるとともに、分納計画どおりの返還を行うよう指導するなど、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 今後とも約束どおり返済が行われるよう債権管理を行っていく。</p> <p>ウ 指摘された事項を厳粛に受け止め、今後は適正に事務処理を行う。</p> <p>エ 指摘された平成26年度分については、過年度支出の処理を行った。</p> <p>今後とも適正に事務処理を行う。</p>

(4) 産業技術政策課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認を得ずに使用していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>適正な処理の実施について、課内職員に対し周知徹底した。</p>

(5) 観光交流課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったなので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿を作成し旅費支給を行った。以後、旅行命令簿及び外出承認簿の記載方法について、職員に周知徹底し、適正に記入している。</p> <p>イ 夜間帰着手当の不足分について、監査終了後、追給処理を行った。以後早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令の場合、漏れなく適切に記入している。</p>

7 農林水産部

(1) 食品流通課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 委託事業において、契約解除による委託費の返還金約2,625万円及び同違約金約320万円の未収金が発生していたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山バスケットボール株式会社は、和歌山地方裁判所において破産手続中であったが、平成27年12月2日付けで手続の廃止決定がなされ、抗告期日の平成28年1月4日が経過し、債権の回収が不可能であることが確定したため、債権の不納欠損の事務処理を行う。</p> <p>イ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(2) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう、努められたい。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 譲与の促進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により、現況が公図と一致しない箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っている。 今後も計画的に譲与を進める。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p>

(3) 果樹園芸課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったなので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅行命令簿の早朝出発夜間帰着欄への記入の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(4) 畜産課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないかつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅行命令簿の早朝出発夜間帰着欄への記入の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(5) 経営支援課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約446万円となっており、昨年度末に比べ約98万円減少している。 今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。 イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 農業改良資金貸付金の未収金の償還については、今後とも引き続き債権管理マニュアルに基づき、債権の保全及び収納の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。 イ 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p>

(6) 林業振興課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成26年度末の未収金額は約1,346万円であり、前年度末に比し約51万円減少している。 今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 林業・木材産業改善資金の未収金については、平成27年4月から12月までの間に65万6千円の未収金を回収した。 今後、債務者及び連帯保証人と直接交渉を重ね、未収金の回収に取り組んでいく。</p>

(7) 水産振興課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成26年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約1,163万円、確定分の違約金が約533万円であり、合計金額では前年度末に比し約120万円減少し約1,696万円となっている。 今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。 イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に取り組んでいる。 また、今後とも引き続き約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。 イ 外出承認で処理したために支給されなかつた旅費について、追給を行うとともに、適正な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(8) 資源管理課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、復命欄の命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令簿による復命については、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第14条及び職員等の旅費に関する規則の規定に基づく旅行命令簿の様式に基づき適正に処理を行うよう指導徹底を行った。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額については、平成26年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。 今後も、適切な債権管理に努められたい。 イ 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が、平成26年度末で約27万円新たに発生している。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 ウ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び突合確認者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 海草振興局建設部と連携し、引き続き現地調査を実施するなど納入義務者に関する情報を収集するとともに、所在が判明すれば催告等を行っていく。 イ 現在、債務者が生活保護を受給中であり、法的措置による回収は困難な状況にある。 今後も、東牟婁振興局新宮建設部と連携し、債務者の状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。 ウ 台帳扱い物品の消耗品の納品について、納品書に受付印及び突合確認者の個人印を押印するように指導した。</p>

(2) 技術調査課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成26年度末で約25万円が収入未済となっている。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。 イ 旅行命令簿において、誤って旅費不支給としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 平成26年度末収入未済額は、延納利息172,869円と違約金80,000円の合計252,869円である。延納利息については相手先の法人の実態がなく回収可能な資産がないため、平成26年2月に徴収停止を行った。 今後も引き続き情報収集に努め、債権管理を適正に行っていく。 また、違約金については、平成26年7月、代表者の住所が東京都内であることが判明し、戸籍調査したところ、既に死亡していることが明らかになった。さらに、他の関係者についても昭和44年会社設立当時の登記簿等を調査したが所在不明であり、これ以上の調査は困難であると考えられるため、今後は、債権放棄の処理を進めていく。 イ 不支給となっていた旅費については、支払手続を行い支給した。 また、職員等の旅費に関する条例等に基づき適正な事務を行うよう課員全員に周知徹底を図った。今後は、複数の職員によるチェックを行い、再発防止に努めていく。</p>

(3) 検査・技術支援課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿の記載誤りにより過渡しを行い戻入していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 旅行命令簿において、用務地の地点名称の記載漏れにより旅費不支給となっていたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 職員等の旅費に関する条例等の規定を職員に周知徹底するとともに、新たに複数の職員による確認を実施し、再発防止に努める。</p> <p>イ 職員等の旅費に関する条例等の規定を職員に周知徹底するとともに、新たに複数の職員による確認を実施し、再発防止に努める。</p> <p>ウ 職員等の旅費に関する条例等の規定を職員に周知徹底するとともに、新たに複数の職員による確認を実施し、再発防止に努める。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>

(4) 用地対策課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>ア 早朝出発の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>ア 旅費の不足分に係る追給処理を行い、早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載については、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>

(5) 道路政策課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間外の公用車の運転と本来業務が区別されずに命令されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載方法について、改めて職員に周知徹底を図り、適正な処理に努めている。</p>

(6) 道路保全課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県道路情報提供システム運用委託業務については、システムの運用保守を行うもので随意契約を行っていたが、同システムに改修の必要が生じたことから、当初契約とは業務内容が大きく異なり、別途契約を締結すべきであったにもかかわらず、当初契約額の7倍以上の金額を増額する変更契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県道路情報提供システムに関する委託契約において、当初契約の業務内容と異なる同システムに関する業務が発生した場合は、随意契約を別途締結するよう適正に処理していく。</p> <p>イ 課員に対し、外出承認と旅行命令の使用区分について再度周知徹底するとともに、外出承認の際</p>

<p>検討事項 廃道敷地については、平成26年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>には、半径2km以遠か否かの確認を行い、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正に処理していく。</p> <p>検討事項 未処理の廃道敷地については、山間地に多く、公団混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p>
---	---

(7) 道路建設課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成26年度末で前年度末と同額の約30万円が収入未済となっている。 今後も、未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。 イ 旅行命令がなされないまま出張していたので、適正に処理されたい。 ウ 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。 エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。 オ 工事の部分払金額計算書に誤りがあったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 道路整備事業の残地について処理方針を検討されたい。 また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p>	<p>注意事項 ア 平成26年度末収入未済額304,500円については、債務者から消滅時効援用の申出があったため、不納欠損の手続を進めていく。 イ 職員等の旅費に関する条例等の内容を職員に周知徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。 ウ 支出命令のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。 エ 平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知の内容の職員への周知徹底を図り、適正な処理に努めている。 オ 工事部分払金額計算書のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。</p> <p>検討事項 道路整備事業の残地については、周辺地権者より請求があり、計画や地形の形状変更等により道路用地として不用と判断された場合、市町村等の意見を聞き、払下げを行っており、今後も現況を十分把握の上各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討していく。 なお、事業休止中のため未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p>

(8) 河川課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 業務委託契約不履行に伴う違約金は、平成26年度末で前年度末と同額の約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。 イ 土地占用料等の未収金は、平成26年度末で約10万円と前年度末に比し約15万円減少しているが、新規未収金が約9万円発生している。</p>	<p>注意事項 ア 平成26年度での収入未済は、違約金1件、2,551,500円と前払金利息1件、95,400円、合計2,646,900円である。 契約の相手先については、既に私的整理が行われており、債権回収が不可能と判断し、徴収停止の処理を行った。 契約の相手先である法人の代表者の所在を調査し、平成27年7月に面談を行った結果、消滅時効を援用する意思を確認したため、今後は、不納欠損の手続を進めていく。 イ 土地占用料等の平成25年度末の未収金は251,758円であり、当該未収金滞納者への戸別訪問や電話による催告の強化を行った結果、239,858円を回収</p>

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 河川敷地の不法占用については、平成26年度中に大門川不法占用案件3件が解消されたものの、同年度末現在で13件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

エ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続き及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。

オ 代表者印のない請求書に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。

カ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

キ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

また、用務地の地点名称を誤っていたので、併せて適正に処理されたい。

ク ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日の未記載があったので、適正に処理されたい。

ケ 通勤認定が「南海高野線・本線」となっている職員の旅行命令で、直行・直帰の命令とする際、旅行命令簿8その他欄に「南海電鉄使用」と明記しなかったため旅費調整ができず、過払いによる戻入を行っていたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

し、残り1件、11,900円となった。

その一方で、平成26年度中に91,690円の新規未収金が発生し、平成26年度末の未収金は103,590円となった。

なお、今年度、未収金の回収に努めた結果、平成27年12月末現在で68,060円を回収し、未収金は35,530円となった。

今後も引き続き、戸別訪問による催告、資産状況の調査等、適切な債権管理に努めていく。

ウ 河川敷地の不法占用については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、厳正に対処しているところであり、取組の結果、今年度においては、有田川の不法占用1件を解消した。今後も引き続き、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。

また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を着実に実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。

エ 不法占用となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により、解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、早期に違法状態を解消するよう努める。

また、定期的な巡視や、必要に応じてバリケード等を設置するなど不法占用の防止に努めていく。

なお、財産処分（払下げ）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう関係機関等と協議を進めていく。

オ 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を徹底する。

カ 職員等の旅費に関する条例等の規定について、職員に周知徹底した。

引き続き、適正な事務処理を徹底する。

キ 職員等の旅費に関する条例等の規定について、職員に周知徹底した。

引き続き、適正な事務処理を徹底する。

ク 今後このようなことがないように、適正な事務処理を徹底する。

ケ 職員等の旅費に関する条例等の規定について、職員に周知徹底した。

引き続き、適正な事務処理を徹底する。

(9) 砂防課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>

(10) 都市政策課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成26年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 紀三井寺公園北駐車場整備に伴う公有財産取得報告について、平成25年度から26年度にかけて取得した土地の報告が平成27年度に行われていたもので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 河西緩衝緑地維持管理企業負担金については、負担企業との間で交わした確認書で毎年度当初の1回払となっているにもかかわらず、年4回の分割納入となっていたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>オ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>カ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の債権管理について、連帯保証人のうち、1名が死亡したため、家庭裁判所に法定相続人の相続状況を確認したところ、全員が相続放棄を行っていた。今後は、もう1名(法人)の資産状況を確認していくとともに、債務者に対し返済を催告していく。</p> <p>イ 公有財産取得報告については、和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)に基づき、今後適正に処理していく。</p> <p>ウ 河西緩衝緑地の指定管理者への運営管理委託料の支払が年4回であることに伴い、企業負担金についても4回の分割納入になったもので、平成27年12月、委託料の支払方法に応じた納付とする確認書を締結した。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p> <p>オ 職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、今後適正に処理していく。</p> <p>カ 職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、今後適正に処理していく。</p>

(11) 建築住宅課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令がなされないまま出張していたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成26年度末現在の収入未済額は約1億1,269万円で、前年度末に比し約120万円減少しているが依然として多額である。 今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>エ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成26年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度から回収が進んでいない。 今後とも、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支給されていなかった旅費について追給を行うとともに、旅行命令簿の作成漏れがないよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 旅行命令・外出承認の取扱いについて職員に周知し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>ウ 公営住宅の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との協議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促・徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。 また、「納付期日までの納付」を目標に掲げ、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、明渡訴訟を含めた法的措置の実施により、更に収納実績の向上を図るよう努める。</p> <p>エ 本損害賠償金については、住宅の契約解除後も退去しない者にかかる未収金であるが、住宅の明渡しは終了した。引き続き、電話や文書での指導により納付指導・催告を行っていく。</p>

(12) 公共建築課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

(13) 港湾空港課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金について、平成26年度末で約2,075万円となっており、前年度末に比し約181万円増加している。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成26年度和歌山県海岸漂着物地域対策推進事業補助金について、事業実施区域内の3箇所を実施箇所として事業実施するという変更交付決定をしたにもかかわらず、同区域内の1箇所のみで実施した内容の実績報告書を受領し、これに基づき補助金の額の確定を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金約2,075万円のうち、大口滞納者1名に係る751万円については、平成23年度に滞納処分執行停止を行ったが、平成26年度において、当該債権は私債権との前提で処理方針の見直しを行い、滞納処分執行停止を解除した。今後、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項の規定に基づき履行期限の延長を行う予定である。 残りの未収金約1,324万円については、納付催告等により、12月末までに約885万円を収納し、現在の未収金は約1,190万円となっている。 今後とも関係機関との連携を密にしながら、滞納の未然防止及び督促等による債権回収を図っていく。</p> <p>イ 補助事業者に対し、補助金の交付決定を受けた事業計画に変更が生じる場合、遅滞なく知事に変更申請等を行い、承認を受けるよう指導した。 今後は、補助事業者より補助事業等の遂行状況に関し、報告の徹底を図るよう指導した。</p>

(14) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 公用車により旅行しているが、旅行命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 旅行命令簿において、在勤公署出発の予定から居住地出発に変更になったにもかかわらず、命令変更が行われず旅費も当初の予定のまま支給されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>オ ETCカード使用承認・使用管理簿において、承認区間内での利用区間の変更方法を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、処理を行うよう周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p> <p>イ 用務地までの路程等について周知するとともに、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づく事務処理について周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p> <p>ウ 今後このようなことがないよう、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づく事務処理について周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p> <p>エ 過支給となった旅費については、返納の手続を完了した。今後このようなことがないよう、旅行命令簿の変更方法を周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p> <p>オ ETCカード使用承認・使用管理簿の変更方法については、平成23年2月8日付け会第365号会計課長通知に従い、処理を行うよう周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成26年度末現在の収入未済金は、約858万円であり、前年度末に比し約6万円減少している。</p> <p>今後も、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努められたい。</p> <p>イ 書類・廃棄物等処理手数料に係る随時の資金前渡について、精算票起票及び返納通知書兼領収証書を手交後、24日後に収納するまで現金を保管していたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 道路保全課が行った和歌山県道路情報提供システム運用委託業務の増額変更については、随意契約を行った当初契約とは業務内容が大きく異なり、別途契約を締結すべきものであったにもかかわらず、当初契約額の7倍以上の金額を増額する変更契約を会計課合議を行ったうえで締結していた。</p> <p>今後このような不適切な契約事務が行われることのないよう、支出負担行為の決定の合議に当たっては適正な審査を実施されたい。</p> <p>エ 支出命令審査において、納品書による支出が行われたものがあつたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 収入未済金については、返済が滞りなく、計画的に行われるよう、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。</p> <p>イ 精算票起票及び返納通知書兼領収証書を手交後、担当職員が現金の納入を失念していたものであり、今後このようなことのないよう、担当職員に現金の納入の徹底を指導した。</p> <p>ウ 委託業務等契約に係る支出負担行為について、会計課への合議を受けた際には各所属に対して適正な指導を行うとともに、再発防止に努めるよう審査担当職員に対し正確な支出審査業務の徹底を指導した。</p> <p>エ 支出命令審査について、審査担当職員に対し正確な支出審査業務の徹底を指導した。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の計算を誤り過渡しし、当該誤りが判明した後返納されていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入されていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費を計算する際に、出発地点等を間違えて計算していることに気づかず支出してしまったものであり、今後このような誤りが発生することがないよう、旅費計算書と旅行命令簿の突合確認の徹底を担当職員に指導した。</p> <p>イ 支出票作成時の添付書類の確認についての注意を怠っていたものであり、今後このような誤りが発生することのないよう、担当職員に書類の確認の徹底を指導した。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 当年度の物品調達(台帳扱い物品)について、支払が翌年度になっていたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 政務調査費返還金の未収金については、平成26年度末で約94万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 政務調査費返還金の未収金については、毎月分納により回収を行っているところであるが、今後も未納者の能力に応じた納付指導を行うとともに、適正な債権管理を行っていく。</p>

11 選挙管理委員会

監査実施年月日 平成27年8月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳において、決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳の決裁について、組織内のチェック体制を厳重にし、今後このようなことがないように、適正に処理を行っていく。</p>

12 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 修学奨励金について、申請がないにもかかわらず返還猶予していた事例があったので、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年和歌山県条例第10号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>イ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 附属物の取得について、総務部長に報告していなかったため、和歌山県公有財産事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 修学奨励金の返還猶予については、今後このようなことがないように、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき、適正に処理を行う。</p> <p>イ 旅行命令の誤りについては、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後適正に処理を行うよう所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>ウ 取得報告漏れについては、速やかに取得報告を行うとともに、今後適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

(2) 給与福利課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成26年度末で約1,273万円が収入未済となっている。</p> <p>今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 雇用保険料控除対象を誤ったため保険料が誤納され、戻出していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 行政財産使用料の金額を誤って収入し、戻出していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>エ 行政財産使用許可において、許可変更後の戻出処理が遅延していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 退職手当の返納に係る未収金について、今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 再発防止のため、関係所属に対し、対象者の確認の徹底を指導した。</p> <p>ウ 今後、和歌山県教職員住宅管理規程（平成9年和歌山県教育委員会訓令第6号）等に基づき適正に処理を行うよう徹底した。</p> <p>エ 行政財産使用許可変更後の戻出処理について、減額調定後、速やかに戻出を行うよう徹底を図った。</p>

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められている</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納</p>

<p>ところであるが、平成26年度末で約8億7,478万円となっており、前年度末に比し約2,332万円増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成26年度末で約7,115万円となっており、前年度末に比し約868万円増加している。</p> <p>今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 扶助費の支給額を誤って過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>の未然防止のため返還免除者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、本課において個別の返還相談に応じるとともに、関係市町でも返還相談に対応できるよう貸与台帳を配布し、収納率の向上に努めている。</p> <p>さらに、過去に実施済の意思・意向確認調査において、未応答の者に対し、平成27年度より戸別訪問を実施することによって未納者の状況を把握し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行っている。</p> <p>イ 修学奨励金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人への文書催告、電話催告を実施している。</p> <p>また、返済意思の見られない長期滞納者については、昨年度に引き続き、民間債権回収会社（サービサー）へ委託することにより更なる回収を図っていくこととしている。</p> <p>今後とも、より効果的な回収方法を導入し未収金の縮減に一層努めていく。</p> <p>ウ 過渡ししていた事例については、今後このようなことがないよう、チェック機能の強化を図った。</p>
--	--

(4) スポーツ課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 納期限までに納入されなかった使用料について、納期限後20日以内に督促状を発していなかった事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は、納期限内に未納入となっている使用料があった場合は、和歌山県財務規則の規定に基づき、督促状を発し適正に事務処理を行っていく。</p> <p>イ 今回支給されるべき旅費については、追給処理を行っている。今後は、所属内のチェック体制を整え、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>ウ 郵便切手の現物確認を複数人で行っていなかったため、今後は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、複数人による現物確認を行っていく。</p>

(5) 文化遺産課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 行政財産使用許可において、許可変更後の戻出処理が遅延していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 検査職員の指定を受けていない職員が完成検査を行っていた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 行政財産使用許可変更後の戻出処理について、速やかに戻出を行うよう徹底を図った。</p> <p>イ 完成検査について、検査職員の指定を受けた職員が行うよう徹底を図った。</p>

(6) 県立学校教育課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

旅行命令簿において、誤って他団体支給と記載し、旅費が不支給となっていたので、適正に処理されたい。

今回の旅行命令簿の誤りについて、速やかに支出手続を行った。また、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底を図った。

(7) 義務教育課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 国庫支出金について、返金すべき精算額の請求を受けた後の戻出処理が遅延した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 和歌山県民文化会館駐車場回数券について、受払状況等を記録した帳簿を備えておらず、保管している残高を把握していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 国庫支出金の戻出処理については、請求書を受理した時点で速やかに戻出処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>イ 和歌山県民文化会館駐車場回数券については、使用簿及び管理簿を整備し、使用後の残高確認を行うとともに、適正な事務処理を行っていく。</p>

(8) 健康体育課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>災害共済給付契約の契約者数を誤ったため掛金を過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>各学校より提出される書類の確認等の適正な事務処理について、所属職員に周知徹底を図った。</p>

(9) 高校総体推進課

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達物品以外の物品調達に係る決裁手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達物品以外の物品調達に係る決裁手続については、今後適正に処理するよう所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう所属職員に周知徹底を図った。</p>

13 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成27年8月11日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 放置違反金の平成26年度末における未収金は、約1,462万円であり、前年度末に比し約487万円減少している。 今後、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたので、今後、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 未収金が減少となった平成26年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。</p> <p>イ 交通事故防止に関する通達や資料等に基づき具体的な指示・教育を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。</p>

ウ 公用車の管理について、保有車両で車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ウ 警察本部から各警察署に車検関係書類を送付する際、車両ナンバー、車検期日等を記載した一覧表もデータ送信し、当該所属の全職員が車検期日等を確認できるようにしたほか、車検終了後、その旨を本部に連絡させることで、車検証の有効期限が徒過する前に車検未受検車両をチェックできるよう手続を改善した。